

「地域密着型特別養護老人ホーム 高倉荘」
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
(ショートステイ)
利用契約書兼重要事項説明書

令和6年8月1日改正

当施設は、利用者様に対して、短期入所生活介護サービスを提供いたします。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい事を、次の通り説明いたします。

1. 施設経営法人

事業所の名称	社会福祉法人 高新会
法人の所在地	岡山県高梁市高倉町飯部3344-1
代表者氏名	理事長 田原茂穂
電話番号	0866-26-1555
設立年月日	平成24年1月20日

2. ご利用施設

施設の種類	ユニット型指定短期入所生活介護
施設の名称	老人短期入所施設 高倉荘
施設の所在地	岡山県高梁市高倉町飯部3344-1
管理者	施設長 川上久志
基本理念	利用者の声を聴くことを何より大切にし 快適な生活を追及する。
電話番号	電話:0866-26-1555 FAX:0866-26-1777
利用定員	10名
開設年月日	平成24年10月1日
介護保険事業所番号	3370900577

3. 居室及び主な設備の概要

居室・設備	室数等
個室	10室(洗面所、トイレ完備)
共同生活室	1ユニット
浴室	2室(一般浴槽1、特殊浴槽1)
医務室	1室
調理室	1室

☆居室の変更については、利用者様から変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により各担当者及び契約者様との協議により、その可否を決定します。また、利用者様の心身の状況により居室を変更する場合があります。

4. 職員体制

* 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	勤務体制	職員数
施設長	サービス管理全般	1名
事務長	事務全般	1名
医師	診察・健康管理等	1名
生活相談員	生活上の相談等	1名
看護職員	医療・健康管理	2名
栄養士	入居者の栄養管理	1名
介護職員	入居者の介護業務全般	15名以上
調理員	調理全般	4名以上
機能訓練員	入居者の機能訓練（看護師と兼務）	1名
介護支援専門員	サービス計画・管理等	1名

【主な職種の勤務時間】

職種	勤務体制
管理者 生活相談員 事務員 看護師 栄養士 介護支援専門員	8：30～17：30
配置医	週一回
介護職員	早出 7：00～16：00 日勤 8：30～17：30 遅出 10：00～19：00 夜勤 16：30～翌朝 9：30
調理員	早出 6：00～15：00 日勤 8：30～17：30 遅出 10：30～19：30

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

*当施設では、利用者様に対し、以下のサービスを提供します。

- ① 利用料金が介護保険から給付されるサービス
- ② 利用料金の全額を、利用者様に負担いただくサービス

① 介護保険給付となるサービス（利用料金の7～9割が介護保険から給付）

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士が立てる献立によって、栄養と利用者様の身体状況に配慮した食事を提供します。また、栄養状態に応じ適切なアセスメントを行います。 ・食事はできるだけ離床して、生活のリズムに合わせて食べていただけるように配慮します。 <p>朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～</p>
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者様の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立について適切な援助を行います。
入浴 清拭	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者様が身体の清潔を保持し、快適な生活を営むことができるように、週2回以上の入浴または清拭を行います。
着替え 整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・利用者様個々の生活リズムを考慮して、適切な着替え・整容が行われるよう援助します。
シーツ 交換	<ul style="list-style-type: none"> ・シーツ交換は定期的に週1回行い、汚れている場合は随時交換します。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者様の心身の状態に適した機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・医務室にて診察や健康相談を受けることができます。 ・看護師によるバイタルチェック・服薬等管理を行っています。
記録	<ul style="list-style-type: none"> ・提供したサービスは、介護記録書等に必要事項を記録します。（事業者は完結の日から5年間適正に保管し、利用者様または代理人の請求に応じて閲覧し、実費負担によってその写しを交付します）
相談及び 助言	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者様およびその家族様等からの、相談について誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。

② 介護保険の給付とならないサービス（全額負担）

項目	内容	利用金額
理美容	訪問理美容による散髪など	実費
特別な食事	利用者様の希望により特別な食事を注文した場合	実費
複写物の交付	サービス提供の記録をいつでも閲覧することができますが、コピーを必要とする場合は実費をいただきます。	1枚につき10円
退居していただく場合にもかかわらず、居室が明け渡されない場合	利用者様が、退居していただく場合にも限らず、居室を明け渡さない場合などに本来の明け渡していただく日から、実際に居室が明け渡された日までの期間に係る料金	20,000円/日
ケーブルテレビ代	居室にテレビを設置した場合 利用日数に関係なく	500円/月
電気代	備え付け以外の電気製品を居室に持ち込まれた場合 持ち込み点数に関係なく	100円/日
その他	その他利用料金をいただく事態が発生した場合、その都度利用者様・身元保証人に了解をいただき定めることとします。	

*経済状態に著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、実費相当額に変更する場合があります。

③ 利用料金について（1日あたりの計算です）

要介護度	（ユニット型個室）			食費	居住費
	1割負担	2割負担	3割負担		
要支援1	529円	1,058円	1,587円	（日額） 1,445円 朝食 315円 昼食 630円 夕食 500円	（日額） 2,066円
要支援2	656円	1,312円	1,968円		
要介護1	704円	1,408円	2,112円		
要介護2	772円	1,544円	2,316円		
要介護3	847円	1,694円	2,541円		
要介護4	918円	1,836円	2,754円		
要介護5	987円	1,974円	2,961円		

*前記以外に、夜勤職員配置加算（Ⅱ）・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）・介護職員等処遇改善加算（11.3%）が加算されます。

*介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者様の負担額を変更します。

*利用者様の心身状況、職員体制状況により加算が生じることがあります。

*区分支給限度基準額を超えて利用があった場合は、実費負担（10割負担）になります。

*居住費・食費については申請により利用者負担の軽減を受けられる場合がありますので、詳しくは市町村にお尋ねください。

6. 利用料金のお支払方法

前記の利用料金は1カ月ごとに計算し請求いたしますので、翌月の20日までに下記の方法でお支払ください。

◎現金支払い

◎銀行振り込み

◎金融機関からの自動引き落とし

J A 晴れの国岡山 備北信用金庫 中国銀行 郵便局

※手数料はお客様負担といたします。

7. サービスの追加と中止の取り扱いについて

(1) キャンセル料について

都合によりサービスの利用を中止する場合、次のキャンセル料が必要となる場合がありますので、できる限り早めにご連絡ください。ただし、体調の急変など、緊急やむをえない理由により利用を中止される場合はキャンセル料はいただきません。

連絡の時期	キャンセル料
サービス利用開始日の当日朝8時30分まで	いただきません
	片道送迎分実費

(2) 利用期間の追加・中止

①利用期間の追加

○短期入所サービス利用期間中において、利用期間の追加を希望される場合、利用者様または身元引受人および介護支援専門員と相談した上で、居室に空きがある場合は利用期間を追加することができます。

②利用中止および利用契約の終了

○利用者様のご都合により退居される場合

短期入所サービス利用期間中において、退居を希望される場合には、事前に文書または口頭による申し出により利用を中止することができます。

○自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても自動的に短期入所サービスを中止または終了します。

- ・短期入所サービスの利用期間が終了したとき。
- ・利用者様の要介護認定区分が非該当（自立）と認定され、更新前の要介護認定期間が満了したとき。
- ・利用者様が他の介護老人保健施設または介護老人福祉施設へ入所したとき。
- ・利用者様がお亡くなりになったとき。

○利用契約の終了

以下の場合には30日前までに施設より文書で通知の上、短期入所サービス利用期間中であっても利用を中止して利用契約を解除することがあります。

- ・利用者様が正当な理由なく短期入所サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、支払われない場合。
- ・利用者様が重大な自傷行為あるいは他傷行為を繰り返すなどにより身体等に重大な障害をもたらす可能性があり、事業者がこれを防ぐことが困難な場合。
- ・利用者様やその家族様が故意または重大な過失により、事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、また著しい不信行為を行うことによって本契約を継続しがたい重大な事情を発生させた場合

◎施設は、利用者様の体調が良好でなく、施設での生活に支障があると判断した場合、または利用継続により利用者様に不利益が生じると判断した場合は利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の料金は実際の退居日までの日数を基準に計算します。

◎利用期間中に利用者様が入院された場合は、短期入所生活介護サービスは終了となります。このときの料金は入院日までの日数を基準に計算します。

8. 非常災害時の対策

非常時の対応・・・別途定める「特別養護老人ホーム高倉荘消防計画」にもとづき対応を行います。

防災訓練・・・別途定める「特別養護老人ホーム高倉荘消防計画」にもとづき年2回実施します。

9. 身体拘束について

原則として、利用者様の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者様および身元引受人様へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その様態および時間、その際の利用者様の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由について記録します。

身体拘束に関する担当者	身体拘束廃止委員：福安浩子
-------------	---------------

10. 虐待の防止について

利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次にあげる通り必要な措置を講じます。

(1) 虐待に関する担当者を選定しています。

虐待に関する担当者	虐待防止委員：福安浩子
-----------	-------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に関催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所職員又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告します。

11. サービス利用上の注意事項

介護保険施設においては、他にも大勢ご利用者様がいらっしゃいます。他の方の迷惑にならないように、次の事項に留意して下さい。これらの事項に再三にわたって違反される場合は、退居をお願いすることがあります。

来訪・面会	面会時間は、原則9：00～19：00です。その都度、面会受け付け用紙の記入をお願いします。 *面会受け付け用紙については、当施設側の把握の目的で使用しているものであり、面会状況等の情報を開示するものではありません。
外出・外泊	外泊、外出の際には必ず行き先と帰荘時間を職員に申し出て、所定の用紙に記入して下さい。
居室・設備・器具の利用	居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用によって破損等が生じた場合は、原状回復または相当の代価をお支払していただくことがあります。
喫煙	施設内、施設敷地内での喫煙はお断りします。

迷惑行為等	騒音等、他の利用者様の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持品の管理	原則、利用者様および家族様、身元引受人の方の管理とし、必要に応じて職員が支援させていただきます。利用者様ご本人の管理による紛失、盗難等に関して当施設は一切の責任を負いません。 個人の必要物品においては、原則家族様、身元引受人の方に用意させていただきます。
宗教 政治活動	施設内で、他の利用者様に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。なお、個人の範囲内での信条や宗教を制限するものではありません。
動物飼育	施設内へのペットの連れ込みおよび飼育はお断りしています。

12. 事故と賠償責任

損害賠償責任

(1) 事業者は利用者様に対するサービス提供にあたって事故が発生した場合は、県・市・身元引受人・医療機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 事故発生時、事故の状況および事故に際してとった処置について記録するとともに、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合、双方（利用者様または身元引受人・事業者）協議のうえ、速やかに損害賠償を行います。

ただし、利用者様側に故意または過失が認められる場合には、利用者様の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる場合は、損害賠償責任を減じることができるものとします。

損害賠償がなされない場合

事業者は自己の責に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者様（その家族、身元引受人等も含む）が、契約締結の際に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、また不実の告知を知ったことに起因して損害が発生した場合
- ② 利用者様（その家族、身元引受人等も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- ③ 利用者様の急激な体調変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者様が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

13. 苦情の受付

*当施設では苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当施設における 苦情相談窓口	担当者：福安浩子 受付時間：8：30～17：30 TEL：0866-26-1555 FAX：0866-26-1777
公共の苦情相談窓口	・高梁市高齢者支援課 TEL：0866-21-0299 ・岡山県国民健康保険団体連合会 TEL：086-223-8811 (いずれも月～金曜日)

受け付けた苦情は苦情の申請者に内容等を確認し、申請者との話し合いによる解決に努め、速やかに改善案を確立し、苦情の解決に努めます。

上記はサービスの質の向上、運営の適正化のために記録を作成し保管します。

*苦情の申請者が不明あるいは匿名の場合も同様に行います。

14. 第三者評価の実施状況

実施していない。

15. 秘密保持

事業者およびサービス従事者はサービスを提供する上で、知り得た利用者様および家族様等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。

ただし、医療上緊急の必要性がある場合に、医療機関等に利用者様に関する心身の状況等情報を提供すること、並びにそれに付随して家族の情報を提供すること、またサービス担当者会議において、事業者が把握している個人情報を用いることがあります。

16. 協力医療機関、緊急時の対応方法と連絡先

高倉荘の協力医療機関は次のとおりです。

- | |
|--|
| ○ 協力医療機関・・・医療法人清梁会 高梁中央病院
所在地 高梁市南町53番地 |
| ○ 協力歯科医院・・・樋口歯科医院
所在地 高梁市松原通2123番地の1 |

施設は現に短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者様に容態の変化・事故などがあった場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、事前に打ち合わせた主治医、または協力医療機関に連絡を取る等必要な措置をいたします。ただし、費用はご利用者様の負担となります。